

第 9 期分別収集計画



令和元年 7 月

泉南市

目 次

ページ

1. 計画策定の意義	3
2. 基本的方向	3
3. 基本計画	3
4. 対象品目	4
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	4～5
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	6
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	7
8. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	8～9
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	10
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	10
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	11
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成5年4月より空き缶・空き瓶として分別収集を開始し、それ以降、分別収集する容器包装廃棄物の種類を拡大するとともに、平成20年4月からは可燃ごみと粗大ごみの有料化を実施し、ごみの減量化の取組みを推進している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	3,011t	3,050t	3,091t	3,135t	3,182t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器包装	215 t	209 t	203 t	197 t	191 t
主としてアルミニウム製の容器包装	100 t	97 t	94 t	91 t	88 t
無色のガラス製容器	179 t	175 t	172 t	169 t	166 t
茶色のガラス製容器	177 t	173 t	170 t	167 t	164 t
その他のガラス製容器	44 t	43 t	42 t	41 t	40 t

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	129 t	130 t	131 t	132 t	133 t
主として段ボール製の容器包装	418 t	410 t	402 t	394 t	386 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	489 t	509 t	529 t	550 t	572 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	274 t	288 t	302 t	317 t	333 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	986 t	1,016 t	1,046 t	1,077 t	1,109 t
うち白色トレイ	t	t	t	t	t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動（せんなん伝市メール講座等）に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなどスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料した製品の積極的な利用、販売の促進

・有価物集団回収報償金交付制度の拡充

集団回収団体への報償金の交付による支援体制を継続する。また、平成27年度に有価物集団回収要綱の改正を行い、参加団体数及び回収量の拡充を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、泉南市が有する収集機材、清掃工場の有する不燃物処理資源化施設、等を勘案し、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装 主として ガラス製の 容器包装 <table border="1" data-bbox="368 808 767 1032" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 10px;">—</td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">—</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">—</td> <td>その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—	その他のガラス製容器	びん・かん
—	無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
—	その他のガラス製容器						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料または醤油を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙製容器包装						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの							
主として段ボール製の容器							

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,843 t	1,867 t	1,894 t	1,923 t	1,954 t

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器包装	151 t		146t		142t		138t		134t	
主としてアルミニウム製の容器包装	31 t		30t		29t		28t		27t	
無色のガラス製容器	126t		123t		121t		119t		117t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	126t	0t	123t	0t	121t	0t	119t	0t	117t
茶色のガラス製容器	115t		113t		111t		109t		107t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	115t	0t	113t	0t	111t	0t	109t	0t	107t
その他のガラス製容器	26t		25t		24t		23t		22t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	26t	0t	25t	0t	24t	0t	23t	0t	22t	0t

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5t		5t		5t		5t		5t	
主として段ボール製の容器包装	249t		244t		239t		234t		229t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	193 t		201t		209t		217t		226t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	193t	0t	201t	0t	209t	0t	217t	0t	226t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	229t		240t		252t		265t		278t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	229t	0t	240t	0t	252t	0t	265t	0t	278t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	718t		740t		762t		785t		809t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	718t	0t	740t	0t	762t	0t	785t	0t	809t	0t
うち白色トレイ	0t		0t		0t		0t		0t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特別分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 品目別の年度比率

また、人口変動率は、開発による急激な人口増加が見込めないため、平均人口変動率を適用することとする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
61,000人 (対前年度比) -0.992%	60,500人 (対前年度比) -0.992%	60,000人 (対前年度比) -0.992%	59,500人 (対前年度比) -0.992%	59,000人 (対前年度比) -0.992%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の分別区分について収集及び回収方法を示す。

容器包装廃棄物の収集及び回収計画

容器包装廃棄物	収集に係る 分別区分	収集体制	選別・保管等 段階
スチール缶	びん・かん	市による定期収集	泉南清掃事務組合及び民間業者
アルミ缶		市民団体による集団回収及び市による定期収集	
無色のガラスびん		市による定期収集	
茶色のガラスびん			
その他のガラスびん			
ペットボトル	ペットボトル		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
飲料用紙パック	紙製容器包装	市民団体による集団回収及び市による定期収集	民間業者
その他の紙製容器包装		市による定期収集	
段ボール		市民団体による集団回収及び市による定期収集	

ルールを守らず排出された容器包装廃棄物には、啓発ステッカーを貼付し分別収集の徹底を図る。

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

容器包装廃棄物の種類別にその収集及び回収からストックまでを以下に示す。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	びん・かん	透明・ 半透明袋	2トン、3トン パッカー車・ 軽四車	不燃物処理資源化施設
アルミ缶				
無色のガラスびん				
茶色のガラスびん				
その他のガラスびん				
ペットボトル	ペットボトル			
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装			
飲料用紙パック	紙製容器包装	つぶして各 々ひもで束 ねる	2トン、3トン パッカー車・ 軽四車	直接再生業者渡し
その他の紙製容器				
段ボール				

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の減量化、資源化のために、市民、事業者、行政の協力のもと、一体となって取り組むことが出来る体制や組織が必要であることから、泉南市減量廃棄物推進協議会を設置し廃棄物の減量及び容器包装廃棄物の分別収集を推進する。

また、廃棄物処理法では自主的な地域リサイクル活動の推進をしていくための推進委員の委嘱等がうたわれており、これら制度を参考に容器包装分別収集の推進体制を進める。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。